

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等」

改正後（平成30年10月1日改正）	改正前
<p>_____訪問介護相当サービス費及び_____通所介護相当サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、<u>平成30年度介護報酬改定前の</u>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>1 _____訪問介護相当サービス費</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1, 168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2, 335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3, 704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>ホ <u>生活機能向上連携加算</u></p> <p>（1）<u>生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位（1月につき）</u></p> <p>（2）<u>生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位（1月につき）</u></p> <p>ヘ 介護職員処遇改善加算</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137/1000</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100/1000</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55/1000</p> <p>（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100</p>	<p><u>小樽市</u>訪問介護相当サービス費及び<u>小樽市</u>通所介護相当サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、_____指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>1 <u>小樽市</u>訪問介護相当サービス費</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1, 168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2, 335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3, 704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>ホ <u>生活機能向上連携加算 100単位（1月につき）</u></p> <p>ヘ 介護職員処遇改善加算</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137/1000</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100/1000</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55/1000</p> <p>（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+（3）の90/100</p>

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等」

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の 80 / 100

注1 イからハマまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に 70 / 100 を乗じる。なお、平成30年度は現に従事している者に限ることとし、また、本減算は平成30年度末までの取扱とする。

注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからへを算定しない。

注3 ホの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注4 イからハマまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90 / 100 を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注5 へについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注6 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 _____通所介護相当サービス費

イ 通所型サービス費1 1, 647単位
(事業対象者・要支援1 1月につき)

ロ 通所型サービス費 / 22 1, 647単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週1回程度の通所)

ハ 通所型サービス費2 3, 377単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所)

ニ 生活機能向上グループ活動加算 100単位 (1月につき)

ホ 運動器機能向上加算 225単位 (1月につき)

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の 80 / 100

注1 イからハマまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に 70 / 100 を乗じる。_____

注2 イからハマまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90 / 100 を乗じる。_____

注3 へについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。

注4 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 小樽市通所介護相当サービス費

イ 通所型サービス費1 1, 647単位
(事業対象者・要支援1 1月につき)

ロ 通所型サービス費 / 22 1, 647単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週1回程度の通所)

ハ 通所型サービス費2 3, 377単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所)

ニ 生活機能向上グループ活動加算 100単位 (1月につき)

ホ 運動器機能向上加算 225単位 (1月につき)

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等」

- へ 栄養改善加算 150単位（1月につき）
- ト 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）
- チ 選択的サービス複数実施加算
 - (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）
 - ①運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
 - ②運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - ③栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
 - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）
- リ 事業所評価加算 120単位（1月につき）
- ヌ サービス提供体制強化加算
 - (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
 - ①事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
 - ②事業対象者・要支援2 72単位（1月につき・週1回程度の通所）
 - ③事業対象者・要支援2 144単位（1月につき・週2回程度の通所）
 - (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
 - ①事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）
 - ②事業対象者・要支援2 48単位（1月につき・週1回程度の通所）
 - ③事業対象者・要支援2 96単位（1月につき・週2回程度の通所）
 - (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ①事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）
 - ②事業対象者・要支援2 24単位（1月につき・週1回程度の通所）
 - ③事業対象者・要支援2 48単位（1月につき・週2回程度の通所）
- ル 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）

※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）

- へ 栄養改善加算 150単位（1月につき）
- ト 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）
- チ 選択的サービス複数実施加算
 - (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）
 - ①運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
 - ②運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - ③栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
 - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）
- リ 事業所評価加算 120単位（1月につき）
- ヌ サービス提供体制強化加算
 - (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
 - ①事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
 - ②事業対象者・要支援2 72単位（1月につき・週1回程度の通所）
 - ③事業対象者・要支援2 144単位（1月につき・週2回程度の通所）
 - (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
 - ①事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）
 - ②事業対象者・要支援2 48単位（1月につき・週1回程度の通所）
 - ③事業対象者・要支援2 96単位（1月につき・週2回程度の通所）
 - (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ①事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）
 - ②事業対象者・要支援2 24単位（1月につき・週1回程度の通所）
 - ③事業対象者・要支援2 48単位（1月につき・週2回程度の通所）

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等」

ヲ 栄養スクリーニング加算 5単位 (1回につき)

※ 6月に1回を限度とする

ワ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) + 所定単位×59/1000
- (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位×43/1000
- (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) + 所定単位×23/1000
- (4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) + (3) の90/100
- (5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) + (3) の80/100

注1 イからハマまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イからハマまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 イからハマまでについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注4 イからハマまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ及びロ 376単位

ハ 752単位

注5 二、ホにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注6 への算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注7 ルの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介

ル 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) + 所定単位×59/1000
- (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位×43/1000
- (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) + 所定単位×23/1000
- (4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) + (3) の90/100
- (5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) + (3) の80/100

注1 イからハマまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イからハマまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 イからハマまでについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注4 イからハマまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ及びロ 376単位

ハ 752単位

「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等」

護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注8 ヲの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注9 ワについて、所定単位はイからヲまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV) (V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注10 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注5 ルについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。

注6 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。